

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	1	(1) ①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	(1) ②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	(2) ①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。	関係市町の介護保険担当課に臨時職員を3名配置し、要介護等認定が必要な方に対し、必要な手続きができるよう対応しています。	高齢障がい支援課
1	1	(2) ②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。	対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。	高齢障がい支援課
1	1	(3) ①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	介護保険事業計画推進委員会の御意見などを伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	(3) ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。	特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。	高齢障がい支援課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	1	(4) ①総合事業の 現行相当サービスが 必要な人には継続し た利用ができるよう にしてください。 サービス利用者の 「状態像」を一方的 に押しつけること や、期間を区切った 「卒業」はしないで ください。	現行相当サービスの利用にあたって は、対象者個々のアセスメントに基づ き、自立支援に向けたケアプランを作 成し、サービスを提供しております。	高齢障がい 支援課
1	1	(4) ②自治体の一 般財源を投入して、 サービスの提供に必 要な総合事業費の確 保に努めてくださ い。	国の制度に沿って進めてまいります。	高齢障がい 支援課
1	1	(5) ①サロン、認 知症カフェなど高齢 者のたまり場事業へ の助成を実施・拡充 してください。	サロン設置時の初期活動への費用の補 助、常設タイプでは運営費の補助を 行っています。	高齢障がい 支援課
1	1	(5) ②多くの高齢 者が参加できるように、自治体の責任で 介護予防事業を充 実・拡充してくださ い。	生活習慣病の予防や心身機能の改善だ けでなく、社会活動への参加や生きが い作りといった点にも取り組んでまい ります。	高齢障がい 支援課
1	1	(5) ③住宅改修、 福祉用具購入、高額 介護サービス費の受 領委任払い制度を実 施してください。	住宅改修・福祉用具購入については、 受領委任払いを実施していますが、高 額介護サービスについては、複数サー ビス事業所を利用した場合が想定され るため、実施していません。	高齢障がい 支援課
1	1	(6) ①介護職場の 人員不足解消の為、 介護人材を抜本的に 増やしてください。	国の支援金等の活用を周知する等、検 討してまいります。	高齢障がい 支援課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	1	(6) ②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。	国の制度に沿いつつ、検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	(6) ③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。	国の制度に沿いつつ、検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	(7) ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	普通障害者、特別障害者とも、すでに実施済みです。	高齢障がい支援課
1	1	(7) ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	すべての要介護認定者に、該当した場合は、障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。	高齢障がい支援課
1	2	①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。	低所得者への保険税の軽減や減免制度、非自発的失業者への軽減制度を既に実施しております。一般会計からの繰入れは、国民健康保険の財政状況を踏まえ、適正に実施しております。	保険医療課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	2	②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。	国民健康保険税の負担につきましては、応能応益という考え方があります。そのため、所得割・資産割・均等割・平等割を負担していただいております。なお、平成30年度より子ども減免制度を創設し、18歳以下（18歳になった後最初の3月31日まで）の子どもがいる世帯への保険税の一部減免を実施しております。	保険医療課
1	2	③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。	減免要件の前年総所得・減少割合については、現行から拡充する考えはありません。	保険医療課
1	2	④資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	国民健康保険税は、被保険者間での公平性、公正性を保つ必要があります。資格証明書は、国民健康保険税の収納を図る一つの方法です。なお、子ども、母子家庭等、心身障がい者及び精神障がい者の医療費助成の対象者や18歳年度末までの子どもには、資格証明書を交付していません。なお、それ以外の被保険者にも資格証明書の発行実績はありません。保険料を継続して分納している世帯には有効期限6か月の保険証を交付しています。	保険医療課
1	2	⑤保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。	国民健康保険税の納税に関しましては、本人との納税相談や申出による分割納税などの方法を取り入れております。したがって加入者の生活実態を無視した保険税の徴収や差押えは行っておりません。また、短期保険証の発行は本人との接触の機会の確保や他の被保険者との公平性・公正性の確保に有効だと考えております。	保険医療課、納税課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	2	⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	一部負担金の減免制度については、現行から拡充する考えはありません。また、ホームページ等で制度の周知を図っております。	保険医療課
1	2	⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。	平成31年3月から簡素化を実施しています。なお、申請は原則初回のみとしております。	保険医療課
1	3	税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	地方税法、大府市税の減免に関する規則及び大府市国民健康保険税条例に基づき適正な処理を行っています。	納税課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	4	①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援（仕事探し）を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	生活保護を申請をする意思を確認した場合には、速やかに申請書等を交付しています。 また、真に保護を必要とする人が受給できるように厳正に審査し、漏給、濫給の防止に努めています。	地域福祉課
1	4	②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。	就労支援員を配置し、就労開始に向けての支援を充実させています。 また、実施主体の内部、外部を問わず職員に積極的に研修への参加を促しています。	地域福祉課
1	4	③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。	国の実施要領に従い、適切に事務を行っています。	地域福祉課
1	4	④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。	国の実施要領に従い、適切に事務を行っています。	地域福祉課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	4	⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新含む）や電気代の助成を行ってください。	国の実施要領に従い、適切に事務を行っています。 なお、電気代の助成については対応できません。	地域福祉課
1	5	①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	子ども・障がい者・高齢者医療につきましては、県補助対象より拡充しており、今のところ拡大予定はありません。	保険医療課
1	5	②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。中学校卒業まで現物給付（窓口無料）で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	平成19年10月から子ども医療対象者を中学校卒業まで拡充しています。今のところこれ以上の拡大予定はありません。	保険医療課
1	5	③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	精神障害者保健福祉手帳1,2級所持者と3級で非課税の方は平成24年10月診療分から一般の病気も対象としています。	保険医療課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	5	④妊産婦医療費助成制度を創設してください。	妊産婦の方には、妊産婦健康診査の受診券をお渡ししております。今のところ創設の予定はありません。	保健医療課
1	6	(1) ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。	平成28年度に県が実施した「愛知子ども調査」において、本市を含む知多半島圏域の貧困率を調査しております。	子育て支援課
1	6	(1) ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。	<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、市町村の責務としましては、国と協力した施策の実施にとどめられております。</p> <p>本市の「生活の支援」といたしましては、母子家庭や寡婦家庭の方を対象に、経済的な問題や自立のための就業について、母子・父子自立支援員を子育て支援課に配置し相談に応じております。</p> <p>また、本市では、平成16年度より、自立支援（教育訓練・高等教育職業訓練）給付金事業、母子家庭等日常生活支援事業を実施しております。</p>	子育て支援課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	6	(1) ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。	認定基準（所得基準）については、生活保護基準額の1.45倍未満としています。 また、学校及び市役所関係課と連携し、年度途中申請も含めた就学援助制度の周知に努めています。 支給内容についても、適宜見直しを行っており、平成31年度から学用品費及び新入学学用品費（入学準備金）の増額をしています。 新入学学用品費（入学準備金）については、平成29年度から新学期開始前に支給しています。	学校教育課
1	6	(1) ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	本市では、平成29年6月からNPO法人を活用して中学生を対象とした学習支援を、4公民館で実施しています。県からの情報の提供や、協力希望者の紹介等を「こども食堂」運営団体に提供する等して支援しています。	協働推進生涯学習課、子育て支援課
1	6	(2) 小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。	学校給食法第11条第2項及び同施行令第2条に基づき、施設や設備等以外の学校給食に要する経費は児童生徒の保護者が負担すると規定されています。本市において、食材費以外は公費で負担しており、現在のところ、学校給食費の無償化は考えていません。	学校教育課
1	6	(3) ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。	施設の新設は令和2年度も保育所4園小規模2園を予定しています。保育士の安定的確保については、広報紙及びホームページへの掲載、ハローワークでの求人登録等を実施しています。	保育課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	6	(3) ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。	市では県から権限移譲を受け、保育課に補佐級の保育士を配置し、認可外保育施設に対する実地指導調査や巡回指導などを定期的に行っています。	保育課
1	6	(3) ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。	給食費については、国の定める基準に合わせ免除対象を定めています。	保育課
1	7	①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。	グループホームや通所施設等の整備について、運営する法人と協力していきます。	高齢障がい支援課
1	7	②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。	公平性や本人の能力や環境などを踏まえて、本人の自立を妨げないように支給決定を行っています。	高齢障がい支援課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	7	③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。	移動支援の長期的かつ継続的な利用は原則認めていませんが、通園、通学については個別の事情等により真に必要な場合は支給対象としています。入所者が一時帰宅する場合に国の運用ルールの範囲内において支給対象としています。	高齢障がい支援課
1	7	④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。	最重度障がい者が入院時に重度訪問介護を受けることはできますが、それ以外は、医療と障害福祉サービスの併用になることから認められていません。	高齢障がい支援課
1	7	⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。	障害福祉サービスの利用者負担は、国が示す基準に沿っています。障害者施設入所者（利用者）に負担軽減を行っています。	高齢障がい支援課
1	7	⑥1）40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	介護保険にも同等のサービスがある場合には、介護保険サービスの利用が原則となっています。福祉サービス利用者には、更新時に利用意向の確認をしています。65歳到達前に障がい福祉、介護保険それぞれの制度や負担について説明をしています。	高齢障がい支援課
1	7	⑥2）40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。	同上	高齢障がい支援課

要望事項回答

No.	No.	要望内容	回答	担当課
1	7	⑥3) 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、2018年4月からはじめた高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。	すでに広報紙と市ホームページにて周知しています。	高齢障がい支援課
1	7	⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。	現状として、グループホームの利用者について、世話人に加えてヘルパーの派遣を実施しています。	高齢障がい支援課
1	7	⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。	人材確保の一環として、居宅介護職の方を中心に専門資格取得の補助事業を定期的実施しています。	高齢障がい支援課
1	8	①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。	平成30年度から医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種の助成及び中学3年生、高校3年生相当の方にインフルエンザ費用の一部助成を開始しています。	健康増進課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
1	8	②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	高齢者肺炎球菌ワクチンの自己負担金は1,000円で実施しています。1回目の接種については、定期以外でも、任意予防接種事業もとして継続して実施しています。 定期接種と同様に一人につき1回接種が受けられるよう助成しています。	健康増進課
1	9	①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。	産婦健康診査は平成29年度より2回実施しています。	健康増進課
1	9	②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊産婦歯科健診は妊婦・産婦の期間に1回実施しています。	健康増進課
1	9	③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	歯科衛生士は保健センターに1名配置しています。	健康増進課
2	1	①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。	大府市議会における陳情書の取扱いは、受け付けした後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会に向けて同様の取扱いを行ってまいります。	議事課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
2	1	②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。	同上	議事課
2	1	③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	同上	議事課
2	1	④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。	同上	議事課
2	1	⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。	同上	議事課

要 望 事 項 回 答

No.	No.	要望内容	回 答	担当課
2	1	⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。	同上	議事課
2	2	(1) ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	同上	議事課
2	2	(1) ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。	同上	議事課
2	2	(1) ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	同上	議事課
2	2	(1) ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	同上	議事課
2	2	(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。	同上	議事課